

(その1)

# 収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
④	④	④	④		

令和4年分

( 年 月 日開催分)

## 政治団体の区分

- 政 党  
 政 党 の 支 部  
 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体  
 その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

## 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等  
 同一の都道府県の区域内

## 資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無

## 公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

永江 孝子

公職の種類 参議院議員(現職)

## 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

## 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

1 政治団体の名称 (ふりがな) へきすいかい  
 碧水会

2 主たる事務所の所在地 東京都大田区田園調布本町41-12

3 代表者の氏名 永江 孝子

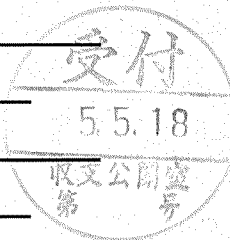
4 会計責任者の氏名 福田 剛

事務担当者の氏名 林 弘樹

(電話) 090-2312-2596

(電話)

(電話)



105/20



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月11日

政治団体の名称 碧水会

会計責任者の氏名 福田 剛

代表者の氏名  
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

# 政治資金監査報告書

令和 5年 5月10日

碧水会 永江孝子 殿  
代表

登録政治資金監査人

登録番号 第3175号

研修修了年月日 平成21年12月17日

徳中 廣志

登録政治資金監査人

登録番号 第3008号

研修修了年月日 平成21年11月6日

登録政治資金監査人

登録番号 第425号

研修修了年月日 平成21年1月16日

井上 英俊

## 1 監査の概要

(1) 私たちは、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、碧水会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私たちの責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) 私たちは、この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上

で、政治資金監査を行うことが適当であると判断し、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として、ながえ孝子後援会連合会の主たる事務所（愛媛県松山市喜与町一丁目5番地4）において行った。

## 2 監査の結果

私たちが実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、碧水会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

碧水会と私たちとの間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、碧水会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上